



**MEIJI
UNIVERSITY**

**明治大学校友会 西東京市地域支部
(西東京紫紺会)**

第21回 2025年度定時総会

〈 資 料 〉

2025年5月25(日) (於)コール田無

明治大学校友会 西東京市地域支部（西東京紫紺会）
第 21 回 2025 年度定時総会・懇親会 次第

開催日 : 2025 年 5 月 25 日（日）

会 場 : コール田無

第一部 「定時総会」（於 地下 2 階 多目的ホール）

- 1 開会の辞
- 2 支部長挨拶
- 3 来賓紹介
- 4 議事
 - 議長選出
 - 議事録署名人の選任
 - (1) 第 1 号議案 2024 年度活動報告及び収支決算報告並びに監査報告の件
 - ① 活動報告
 - ② 収支決算報告
 - ③ 監査報告
 - (2) 第 2 号議案 会則改正(案)承認の件
 - (3) 第 3 号議案 2025 年度活動計画(案)及び収支予算(案)承認の件
 - ① 活動計画(案)
 - ② 収支予算(案)
 - (4) 第 4 号議案 役員改選(案)承認の件
- 5 会員による自己紹介
- 6 来賓挨拶
- 7 閉会の辞
- ※ 集合写真撮影

第二部 「懇親会」（於 2 階 イベントルーム）

- 1 開会の辞
- 2 支部長挨拶
- 3 乾杯
- 4 懇談
- 5 来賓挨拶
- 6 校歌斉唱
- 7 閉会の辞
- ※ 集合写真撮影

2024年度 活動報告

(2024年4月1日～2025年3月31日)

1 会議関係

- ① 定時総会及び懇親会 5月19日(日) コール田無 37人参加
- ② 役員・委員合同会議 12回開催(コール田無及びイングビル会議室に於いて毎月第一日曜日9時30分に開催) 延123人出席
4月7日(13人)、5月12日(10人)、6月2日(11人)、7月7日(8人)、8月4日(11人)、9月7日(7人)、10月6日(9人)、11月3日(9人)、12月8日(11人)、1月5日(12人)、2月2日(12人)、3月2日(10人)

2 地域支部主催行事

- ① 暑気払い 8月10日(土) ミライザカ田無駅前店 12人参加
- ② バーベキュー懇親会 10月20日(日) いこいの森公園 17人参加
- ③ 西東京市民まつり 11月9日(土)・10日(日) いこいの森公園 新入会員勧誘に努める。
- ④ 新春交流会 1月18日(土) レストラン花車 15人参加(新入会員4人参加)
- ⑤ お花見会 3月30日(日) いこいの森公園 18人参加

3 同好会活動

- ① 春のゴルフ懇親会 4月12日(金) 高根カントリークラブ 3人参加
- ② ハイキング 6月8日(土) 八国山緑地・北山公園 9人参加
- ③ 明女会ランチ会 6月17日(月) 「虎に翼展」観覧、紫紺館椿山荘 5人参加
- ④ 秋の街歩き 9月14日(土) 肥後細川庭園・永青文庫、早稲田大学国際文学館、漱石山房記念館 9人参加
- ⑤ 秋のゴルフ懇親会 10月11日(金) 高根カントリークラブ 1人参加
- ⑥ 春の街歩き 3月14日(金) 東京大学赤門、わだつみのこえ記念館、弥生美術館・竹久夢二美術館、根津神社 12人参加
- ⑦ カラオケ同好会 4月16日(3人)、5月21日(7人)、6月18日(3人)、7月16日(4人)、8月20日(4人)、9月17日(6人)、10月15日(4人)、12月17日(4人)、1月21日(5人)、2月18日(6人)、3月18日(4人)
- ⑧ 健康麻雀同好会 4月23日(4人)、5月28日(5人)、7月9日(4人)、7月23日(4人)、9月10日(4人)、9月24日(4人)、10月8日(4人)、11月12日(4人)、2月11日(4人)、2月25日(4人)、3月11日(4人)
- ⑨ いこいの森昼食会 4月28日(8人)、5月26日(9人)、6月30日(9人)、9月29日(8人)、11月24日(5人)、2月23日(4人)

4 会報発行

3回発行 第40号 7月1日発行、第41号 10月1日発行、第42号 1月5日発行

5 ホームページによる情報発信

地域支部の活動、会員の情報などを随時発信 <https://www.meiji-nhk.com/index.html>

6 社会貢献活動

- ① 子ども食堂「陽気なキッチン」への寄付 7月12日(金)
- ② 使用済み切手・ベルマークの収集、寄付 1年分収集した切手・ベルマークを総会に持ち寄り、社会福祉協議会等に寄付

7 校友会本部、北部支部関係

(校友会本部)

- ① 定時代議員総会 7月28日(日) 駿河台キャンパスアカデミーホール 2人参加
- ② 全国校友香川大会 9月29日(日) サンポートホール高松・JR ホテルクレメント高松 1人参加

(北部支部)

- ① 定時総会 6月1日(土) サンシャインクルーズ・クルーズ 6人参加
- ② 定例役員会 偶数月第4火曜日開催 延12人参加

8 その他

北部支部総会通知に返信した西東京市在住の校友に会報等を送り、地域支部への入会勧誘を行った。

2024年度収支決算報告					
2024年4月1日 ～ 2025年3月31日					
(単位：円)					
収入の部			支出の部		
科 目	金 額	内 容	科 目	金 額	内 容
前年度繰越金	118,500		総会・懇親会費用	190,826	会場費（コールド無） 27,200 来賓土産代 18,001 ケータリング 130,000 飲料代 15,625
年会費	199,000	直受分 106,000 3,000×32人 1,000×6人 4,000×1組（2人） 払込分 93,000 3,000×31人	市民まつり出展関連費用	32,646	出展料 26,300ほか
総会・懇親会会費	130,000	5,000×26人	会報発行費	17,360	会報40・41・42号 用紙代ほか
その他懇親会費	182,500	暑気払い 51,000 BBQ 76,500 新春交流会 55,000	ホームページ維持費	18,600	プロバイダー料金
寄付金	16,428	総会時 8,510 街歩き 5,918 新春交流会2次会 2,000	通信費	20,094	会報等郵送代、はがき代ほか
雑収入	60,025	総会祝金 10,000×6支部 郵便貯金利子 25	消耗品・印刷費	17,654	コピー用紙代、総会資料印刷代ほか
			会議費	4,000	役員会開催時使用料（コールド無）
			手数料	6,484	硬貨手数料 110×13回 振込手数料 440×1件 ゆうちょ銀行払込手数料 203×10件 同上 152×17件
			渉外費	37,000	地域支部総会懇親会（文京・豊島・練馬） 他大学校友会懇親会（慶大・法大）
			寄付金	10,000	子ども食堂「陽気なキッチン」
			その他懇親会費	186,300	暑気払い 48,950 BBQ 69,850 新春交流会 67,500
			20周年記念事業費	19,600	会場費 （こもれびホール 2025年11月24日開催）
			小 計	560,564	
			次年度繰越金	145,889	
合 計	706,453		合 計	706,453	

2025年4月11日

関係書類の保管状況、現金等の出納状況について監査したところ、収入支出ともに適正に処理されており公正妥当であることを報告します。

監 査 菊池 浩功

明治大学校友会西東京市地域支部 会則改正 (案)

1	第6条の第3項を「西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等がある者及び本人が本会の会員となることを希望する者については、役員会の承認が得られたときは本会の特別会員とすることができる。」に改める。 (改正理由) 近隣市等に居住する校友が、本会への入会を希望するときに対応するため。
2	第6条に第5項として「年会費を2年間納入しない者は、本会を退会したものとみなし、会員資格を失う。また、未納退会となった者が再入会しようとするときは、未納分の年会費を納入しなければならない。」を加える。 (改正理由) 会費の納入を督促しても未納が継続する会員をそのままにしておくことは、他の会員との不公平が生じるため。
3	第16条第1項の年会費の額を3,000円から「4,000円」に、第2項の年会費の額を4,000円から「6,000円」に改める。 (改正理由) 諸物価の高騰により本会の経費が逼迫しており、年会費の値上げを行わなければ本会の円滑な活動が損なわれるため。
4	第16条第3項の10月以降に入会した会員の年会費の額を1,000円から「2,000円」に改める。 (改正理由) 年会費の値上げに伴い、年度後半に入会した会員の会費についても見直さなければ不公平が生じるため。
5	第16条第3項及び第4項の会費を「年会費」に改める。 (改正理由) 用語の統一のため

新旧対照表

現 行		改正案	
(構成員) 第6条	本会の会員は、明治大学（大学院、短期大学を含む）を卒業した者（以下「校友」という。）で西東京市内に居住する者とする。 2 前項に規定する会員が市外に転居した場合に、本人が本会会員の継続を希望し、役員会の承認が得られたときは会員と認める。 3 西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等がある者を本会の特別会員とすることができる。 4 西東京市居住の在学学生を本会の準会員として、本会の活動に参加させることができる。	(構成員) 第6条	本会の会員は、明治大学（大学院、短期大学を含む）を卒業した者（以下「校友」という。）で西東京市内に居住する者とする。 2 前項に規定する会員が市外に転居した場合に、本人が本会会員の継続を希望し、役員会の承認が得られたときは会員と認める。 3 西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等がある者及び本人が本会の会員となることを希望する者については、役員会の承認が得られたときは本会の特別会員とすることができる。 4 西東京市居住の在学学生を本会の準会員として、本会の活動に参加させることができる。 5 年会費を2年間納入しない者は、本会を退会したものとみなし、会員資格を失う。また、未納退会となった者が再入会しようとするときは、未納分の年会費を納入しなければならない。
(年会費) 第16条	会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。 2 夫婦ともに会員である場合は、年会費4,000円を納入するものとする。 3 10月以降に入会した会員の会費は、入会年度に限り、1,000円を納入するものとする。 4 退会した会員の既納の会費は、返還しない。	(年会費) 第16条	会員及び特別会員は、年会費4,000円を納入するものとする。 2 夫婦ともに会員である場合は、年会費6,000円を納入するものとする。 3 10月以降に入会した会員の年会費は、入会年度に限り、2,000円を納入するものとする。 4 退会した会員の既納の年会費は、返還しない。

附則

この会則は、2025年5月25日より改正、施行する。

2025年度 活動計画（案）

（2025年4月1日～2026年3月31日）

明治大学で学んだ絆を礎に、会員相互の明るく、仲良く、楽しい交流を継続するため、風通しの良い組織運営を心掛け、西東京紫紺会の愛称を用いて、西東京市地域支部の更なる発展を目指す。

1 委員会制度による実務分担

総務委員会	役員・委員合同会議の開催、会の行事や運営全般にかかわる実務
情報管理委員会	会員情報の最新化と管理
会員交流推進委員会	市内在住校友に対する会の活動案内、地域の世話役を介した入会促進活動
広報委員会	会報を年3回（7月・10月・1月）発行、ホームページの維持管理

2 設立20周年記念事業

西東京市地域支部設立20周年記念事業として、記念式典の開催（2025年11月24日）及び記念誌を発刊することとし、役員・委員合同会議において準備を進める。

3 地域支部主催行事

定時総会・懇親会（5月）、暑気払い（8月）、バーベキュー懇親会（10月）、西東京市民まつり（11月）、講演会（12月）、新春交流会（1月）、お花見会（3月）は、地域支部の主催行事とする。

運営は、役員・委員合同会議において担当者を選び、他の役員、委員は協力する。ただし、定時総会・懇親会及び西東京市民まつりについては役員・委員全員で運営に当たる。

4 同好会活動

ハイキング同好会、カラオケ同好会、健康麻雀同好会、明女会、いこいの森昼食会（12月、1月及び7月、8月は休止）、スポーツ観戦同好会は、同好の会員による自主的活動とする。

ただし、開催案内及び結果を会報等に掲載するため、世話人は広報委員会と連携し、参加PRに努める。また、参加費の収支等は、世話人が責任をもって管理する。

また、会員の希望に基づき、他の同好会の誕生を目指す。

5 地域での社会貢献活動

① 子ども食堂「陽気なキッチン」へ花火会の補助として寄付を行う。

② 使用済み切手・ベルマークの収集 総会時に会員から回収し、社会福祉協議会等に寄付する。

6 明治大学校友会東京都北部支部内の6地域支部等及び西東京市内の他大学校友会との交流

活動への参加や会報の授受を通じて、交流を活発化させる。

北部支部役員会への出席は、支部長・幹事長・副幹事長・会計が担うこととする。

7 役員・委員合同会議

役員・委員合同会議は、原則、毎月第一日曜日の9:30～11:30にイングビルの会議室で行う。議事録はホームページに掲載して、会員諸氏に情報提供する。

2025年度収支予算（案）					
2025年4月1日 ～ 2026年3月31日					
(単位：円)					
収入の部			支出の部		
科 目	金 額	内 容	科 目	金 額	内 容
前年度繰越金	145,889		20周年記念事業費	100,000	寄付口座へ振替え
年会費	288,000	4,000×68人 6,000×1組 2,000×5人	総会・懇親会費用	199,500	会場費 27,500 土産代 22,000 懇親会費 150,000
総会・懇親会会費	125,000	懇親会 5,000×25人	市民まつり出展関連費用	35,000	出展料 27,000ほか
その他懇親会費	180,000	暑気払い 50,000 BBQ 55,000 新春交流会 75,000	会報発行費	18,000	43号～45号
寄付金	30,000	総会、行事開催時	ホームページ維持費	19,500	プロバイダー料
雑収入	70,000	総会祝金ほか	通信費	20,000	切手代ほか
			消耗品・印刷費	17,500	コピー用紙代ほか
			手数料	7,000	ATM硬貨出入金、ゆうちょ銀行
			渉外費	70,000	他支部、他大学懇親会など
			寄付金	10,000	子ども食堂
			その他懇親会費	200,000	暑気払いほか
			予備費	142,389	講演会関連など
合 計	838,889		合 計	838,889	

上記のとおり提案いたします。

2025年5月25日

明治大学校友会 西東京市地域支部 支部長 久保田 幸雄

第4号議案

明治大学校友会西東京市地域支部 役員改選（案）

役 職	氏 名	卒業年度	担 当
支部長	久保田 幸雄	昭和55年 政治経済学部	北部支部
副支部長	白岩 薫	昭和46年 工学部	総務委員会
〃	松本 良一	昭和50年 政治経済学部	情報管理委員会 会員交流推進委員会
〃	中村 俊信	平成2年 農学部	広報委員会
〃	伊藤 和明	昭和44年 商学部	
幹事長	矢部 善信	平成27年 大学院グローバルビジネス研究科	北部支部
副幹事長	小林 太	平成5年 政治経済学部	北部支部
会 計	安倍 正人	昭和56年 法学部	北部支部
〃	宮川 孝之	昭和53年 法学部	
監査委員	菊池 浩功	昭和44年 農学部	
〃	山口 純一	昭和47年 政治経済学部	
相談役	濱田 豊	昭和45年 政治経済学部	
顧 問	小林 達哉	昭和59年 農学部	

明治大学校友会 西東京市地域支部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、明治大学校友会西東京市地域支部とし、愛称を西東京紫紺会とする。

(地位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則に規定する地域支部で、東京都北部支部（以下「北部支部」という。）に所属する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定する所に置く。(住所を記載する。 西東京市柳沢2-14-15-320 久保田支部長方)

2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 本会振興のために必要な活動
- (2) 地域社会に対するPRと貢献
- (3) 会員名簿の整備、会報等の発行
- (4) 明治大学校友会本部の実施する活動並びに北部支部の活動への参加
- (5) その他本会の目的達成のために必要な活動

第2章 会員

(構成員)

第6条 本会の会員は、明治大学（大学院、短期大学を含む）を卒業した者（以下「校友」という。）で西東京市内に居住する者とする。

2 前項に規定する会員が市外に転居した場合に、本人が本会会員の継続を希望し、役員会の承認が得られたときは会員と認める。

3 西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等が在る者を本会の特別会員とすることができる。

4 西東京市居住の在学生を本会の準会員として、本会の活動に参加させることができる。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 支部長 | 1名 |
| (2) | 副支部長 | 若干名 |
| (3) | 幹事長 | 1名 |
| (4) | 会計 | 2名 |
| (5) | 監査委員 | 2名 |

(6) 副幹事長 若干名

(7) 幹事 若干名

(選任)

第8条 支部長、副支部長、幹事長、会計、監査委員は、会員のうちから会員総会（以下「総会」という）で選任することとし、その候補者は、立候補又は支部長、副支部長及び支部長指名の役員で構成する役員候補者推薦委員会が推薦する者とする。

2 副幹事長、幹事は、支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 支部長、幹事長及び会計は、通算して2期を超えて在任することはできない。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4 欠員補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、支部長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について支部長の諮問に応える。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

(役員の職務)

第11条 支部長は、本会会務を総理し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行し、欠員の時はその職務を行う。

3 会計は、会費等の収納及び財務に関する事項を行う。

4 監査委員は、本会の会計、財務状況並びに会務執行状況を監査する。

5 幹事長及び副幹事長は、支部長の指示に従い本会運営にあたる。

6 幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

第4章 会議

(総会)

第12条 本会は、毎年1回定時総会を毎活動年度の終了後3ヵ月以内に開催する。但し、必要ある場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 支部長は、総会開催日より2週間前までに、付議事項を記載した文書により、会員及び特別会員に総会の開催を通知するものとする。

3 総会は、支部長が招集し、議長となる。

4 総会の議事は、総会出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 感染症の流行、災害等不測の事態により総会を開催することができない場合は、総会の付議事項につき役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該付議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の活動運営に関する事項並びに総会への付議事項を協議する。

2 役員会は、支部長が招集し、議長となる。

3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(委員会)

第14条 本会は、必要に応じて、役員会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員は、支部長が委嘱する。

第5章 事業年度、会計等

(活動年度)

第15条 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

第16条 会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。

2 夫婦ともに会員である場合は、年会費4,000円を納入するものとする。

3 10月以降に入会した会員の会費は、入会年度に限り、1,000円を納入するものとする。

4 退会した会員の既納の会費は、返還しない。

(経費)

第17条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(活動計画及び予算、決算)

第18条 支部長は、翌年度の活動計画及び予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会計は、決算原案を作成し、4月末日までに支部長に提出しなければならない。

3 監査委員は、監査報告書を作成し、総会までに支部長に提出しなければならない。

4 支部長は、決算及び監査報告書を総会の審査に付し、承認を得なければならない。

5 支部長は、総会の結果について、総会終了後直ちに北部支部支部長に報告するものとする。

第6章 その他

(賞罰)

第19条 支部長は、本会のために特に功労のあった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 支部長は、総会出席者の3分の2以上の同意により、本会の名誉を著しく汚す行為のあった者の会員資格を停止することができる。

(慶弔)

第20条 慶弔に伴う経費(弔電を含む。)は、支出しないものとする。但し、本会の運営に極めて高い貢献のあった会員及び関係者には、役員会の議を経て、慶弔に伴う経費を支出できるものとする。

(変更の届出)

第21条 会員は、住所、氏名等を変更した時は、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(会則の変更)

第22条 本会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意により決し、北部支部支部長に報告するものとする。

(解散)

第23条 本会は、当該会員総数の3分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意によ

り解散する。

- 2 前項による解散が完了した時は、支部長は解散に関する総会の議事録を添えて北部支部支部長に届けるものとする。

(規定の解釈)

第24条 この会則に定めない事項については、役員会で協議し支部長が決定する。

附 則

この会則は、2005年7月25日より施行する。

この会則は、2019年5月25日に改正、施行する。

この会則は、2020年5月30日に改正、施行する。

この会則は、2023年5月28日に改正、施行する。

この会則は、2024年5月19日に改正、施行する。

明治大学校歌

- 1 白雲なびく駿河台
眉秀でたる若人が
撞くや時代の暁の鐘
文化の潮みちびきて
遂げし維新の栄になふ
おーおー 明治その名ぞ吾等が母校
おーおー 明治その名ぞ吾等が母校
- 2 権利自由の揺籃の
歴史は古く今もなほ
強き光に輝けり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
おーおー 我等が健児の意気をば知るや
おーおー 我等が健児の意気をば知るや
- 3 霊峰不二を仰ぎつつ
刻苦研鑽他念なき
我等に燃ゆる希望あり
いでや東亜の一角に
時代の夢を破るべく
おーおー 正義の鐘を打ちて鳴らさむ
おーおー 正義の鐘を打ちて鳴らさむ